

建設業に対する一斉監督等の実施結果の概要

(平成24年12月～平成25年1月実施)

1 監督指導実施状況

工事の種類	監督指導実施現場数	違反現場数	違反率
土木・その他 の工事	93	33	35.5%
建築工事	96	50	52.1%
解体工事	4	1	25.0%
合計	193	84	43.5%

2 主な違反内容

違反内容	違反現場数	違反率
元方事業者の責務	61	35.8%
墜落	21	18.9%
足場	21	13.7%
車両系建設機械	23	13.7%
労働衛生	11	5.8%
電気	6	4.7%
クレーン	5	3.2%

3 作業停止等命令現場

9現場

4 具体的違反事例

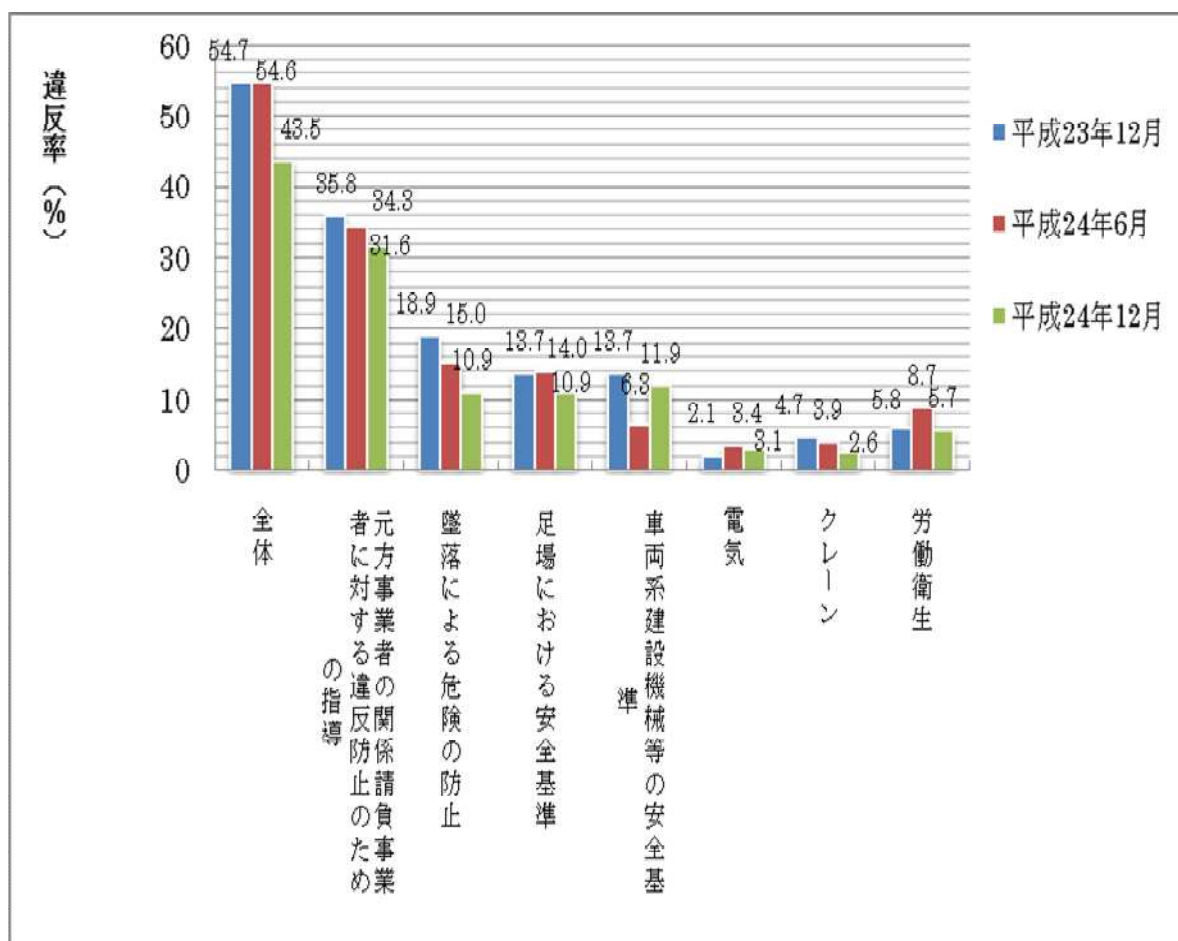
- (1) 橋梁の下部工事現場において、杭の鉄筋を組み立てる作業に際しアーク溶接を行っていたが、防じんマスクを着用させていなかったもの。
- (2) 鉄筋造平屋新築工事現場において、屋外のタイトフレームのアーク溶接作業時に防じんマスクを着用させていなかったもの。
- (3) 鉄骨・鉄筋コンクリート造11階建てマンション新築工事現場において、内装の下地であるアルミ材を砥石のカッターで切断作業を行っていたが、防じんマスクを着用させていなかったもの。
- (4) 河川改修工事(ゲートを設けるもの)において、高さ2メートル以上の

河川側に対する墜落防止が必要な箇所であったが、何ら墜落防止措置が講じられていなかったもの。

- (5) ローリングタワーについて、手すりがなかったもの。
- (6) くさび連結式足場妻側について、手すりがなかったもの。
- (7) エレベーターピットの開口部に墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- (8) 吊り上げ荷重 2.9 トンの移動式クレーンの玉掛けの業務について、玉掛け技能講習を修了していない者を就かせていたもの。
- (9) 作業構台の端部に手すりがなかったもの。
- (10) 足場の墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- (11) エレベーターシャフトと内部足場間の開口部の墜落防止措置が講じられていなかったもの。

5 参考グラフ

(1) 違反内容別違反率の比較



(2) 違反率の推移

